

## 練馬区内の都市農地の保全に関する連携協定書

練馬区（以下「甲」という。）および東京あおば農業協同組合（以下「乙」という。）は、令和2年7月8日に締結した「練馬区内の都市農業の振興と都市農地の保全に関する基本協定書」第2条第2項に基づき、練馬区内の都市農地の保全についてつぎのとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、生産緑地法（昭和49年法律第68号）や都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）等に基づく新たな制度を積極的に活用し、都市農地（生産緑地を含む市街化区域内農地）を将来にわたり保全していくために、甲および乙が連携することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲および乙は、本協定の目的を実現させるため、つぎに掲げる事項について連携協力を図る。

- (1) 生産緑地の新規追加に関する事項
- (2) 特定生産緑地の指定推進に関する事項
- (3) 生産緑地の貸借の円滑化に関する事項
- (4) 都市農地の保全に係る施策の検討・推進に関する事項

### （役割分担等）

第3条 前条の連携事項の役割分担については、つぎのとおりとする。

- (1) 甲は、都市農地の保全に向けた農地所有者等への情報提供や各種助言、生産緑地制度に係る手続等を行う。
- (2) 乙は、都市農地の保全に向けた乙組合員への情報提供や各種助言等を行う。また、甲から提供を受けた生産緑地や特定生産緑地等に関する情報を基に、対象となる生産緑地を所有する組合員への特定生産緑地制度の周知および特定生産緑地の指定勧奨等を行う。
- (3) 甲および乙は、前条第3号の生産緑地の貸借の円滑化に関し、共同で貸借のあっせんを行う。
- (4) 甲および乙は、前条第4号の都市農地の保全に係る施策の検討・推進に関し、相互に協力して取り組む。

(推進体制)

第4条 甲および乙は、第2条に掲げる連携事項を着実に推進するための体制を整備していくものとする。

2 前項の体制については、甲乙協議の上必要に応じ見直していくものとする。

(費用負担)

第5条 甲および乙は、第2条に掲げる連携事項において発生する費用の負担等は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(情報の取扱い)

第6条 甲および乙は、第2条に掲げる連携事項の推進に当たり必要となる農地所有者等および乙組合員の情報を、甲および乙がそれぞれに定める個人情報保護に関する規定等により許容される範囲において相互に共有するものとし、当該情報は本協定以外の目的に使用し、または第三者に対して提供しないものとする。

2 乙は、第3条第2号の規定により甲から提供を受けた生産緑地や特定生産緑地等に関する情報を、本協定以外の目的に使用し、または第三者に対して提供しないものとする。

3 甲乙ともに相互に相手方が定める情報セキュリティ確保、個人情報保護に関する規定を順守しなければならない。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和2年7月8日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲または乙いずれからも申出のないときは、本協定は同一内容をもって1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議の上お互い誠意をもって解決に当たるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年7月8日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 前川 耀男

乙 東京都練馬区高松五丁目23番27号

東京あおば農業協同組合

代表理事組合長 洒井 利博